

ちくし 法律事務所

The guardians of Rights
2008 SUMMER NEWS



希望の空、新たな挑戦。
ポップ・ステップ・ジャンプ……
ペーパー・スクリーン版画 大場 敬介

Jump

Keisuke Obba



弁護士
稲村 晴夫

Haruo Inamura

暑中御見舞申し上げます。

私の少年時代、夏は暑いのが自然であり、その暑さのなかで川での水浴びやトンボ・セミ採り・魚釣りなどに熱中して遊んだものです。

ところが、昨今地球温暖化が叫ばれ、今夏には北極点の水が溶けてなくなると言われています。

私達は夏の暑さにも地球環境の破壊が進んでいることを感じながらすごさなければならぬ時代に入ろうとしているのでしょうか。

これまでのライフスタイルを見直し、環境に少しでもやさしい生活を心がけてゆくべきなのでしょう。

こんなこともあって、私も今夏はノーネクタイですごすことにしました。
ご無礼の段はお赦しを。

寄稿

時の流れの中で、 今できること

筑紫野市出身。62歳
元筑紫野市役所職員。
「ふるさと夢広場」を主宰し、音
楽、演劇、映画など地域文化活
動を通じて人々の交流をすす
めている。



田中 鉄弥

Tsuyoshi Takanashi

最近、あまりテレビを見なくなり、見なくなったというより、見たい番組が少なくなったのです。

ナンセンスなお笑い番組。芸能界の裏話ばかりの低俗なトーク番組。高級食材を、惜しげもなくゲーム感覚で消費してしまうような番組などが増えてきました。特に、一人が消費する食材をアフリカなどの飢えた国に持っていくと、たくさんの生命が救われるのではないかと思うと寂しい気持ちにな

ります。

本来のテレビの役割は、私たちの日頃の暮らしの中では体験できない感性を育てたり、社会の出来事を伝えることなく正確に伝えることだと思えますが、最近のテレビの傾向は、好奇心や興味を煽るばかりで、「豊かな心」や「真実を知る心」を育てようとする深みが感じられなくなりました。まさに、「人」より、「物」を優先する今の時代を象徴しているように思えます。

確かに、今はおかしな時代です。しかし、今の時代がおかしいというのではなく、積み重ねて来た時間が間違っていたのではないのでしょうか。今の時代が急に現れたわけではありません。これまでの「時の流れ」の中でどこかの時代から徐々に徐々におかしくなってきたのです。そのことに気付かずに「時の流れ」をおさなりにして来たような気がします。

もう一度、みんなで「時の流れ」を振り返り、今からでも遅くありませんので、新しい「時代」を作るために、今出来ることを急がず、あわてず、ゆっくりと積み重ねて行かなければならないと思っています。

時が 目まぐるしく

とおり過ぎていく

その中で 何かを

おき去りにしているような気がする

共につどい お互いのかかわりの中で

急がず あわてず ゆっくりと

何かをさがしてみよう

時が 私たちを

つつみ込んでいく

その中で 自分を

見失っているような気がする

共につどい お互いのかかわりの中で

急がず あわてず ゆっくりと

自分を見つけたら

時が ぐらしの中で

もがいている

その中で 心も

さまよっているような気がする

共につどい お互いのかかわりの中で

急がず あわてず ゆっくりと

心をとれどそう

人生をとりもどせ！—薬害肝炎の全面解決報告



弁護士
浦田 秀徳
Naoto Ueda

1 徳田宣子弁護士は、ある若い原告の被害立証を担当していた。被害立証こそ、薬害裁判の出発点。彼は、大学生時代にC型肝炎の感染を告げられ、ショックを受けた。彼女に被害を受けいれてもらえず、友人からも孤立していった。職場でも差別を受けた。人への信頼を見失っていた。被害を語るところの心境ではない。どうしたらいい？

まずは人への信頼を取り戻さなければならぬ。徳田は、粘り強く被害に耳を傾けた。傷跡のかさぶたがはがれ、熱い血がふたたび脈打ちはじめた。何度も打合せをおこない、福岡と長崎を行き来した。結果、心をうつ証言がなされた。そして原告は、被害を克服する道を歩みはじめた。

2 追田登紀子弁護士は、原告の意識改革に取り組んでいた。2003年4月、われわれ

は九州で、薬害肝炎裁判を立ち上げた。けれども、原告らは当初、裁判も運動も弁護士まかせであった。しかし、それでは勝てない。それに、たたかう意味がない。人生をとりもどすことができない。どうすればいい？

そうだ、先人に学ぼう！追田は、たたかいの経験を話してくれるよう、ハンセン病訴訟の原告らに依頼した。彼女らは小柄で、普通のおばあちゃんにしか見えない。しかし、その語りは想像を絶するものであった。肝炎の原告たちは一様にショックを受けた。以来、原告らはこのたたかいを我がものとしていくことになる。原告らが先頭に立って、街頭、記者会見、国会で、被害と支援を訴えた。

3 07年末、和解協議は大詰めを迎えていた。政府案の骨子は、70%の原告に和解金を支払うというものだった。全員の救済ではなく、原告らの受け容れがたいものである。しかし、これを蹴れば、最高裁までの長く厳しい道のりが待っていると信じられていた。情勢は揺れ動いたが、原告らは国民世論

の力を信じ、一歩も退かなかった。そのころ、厚生労働省が418人の感染者を知りながら放置していた問題が発覚し、国民の怒りに火がついた。風が強く吹いた。12月23日、福田総理が自民党総裁として議員立法による解決を指示した。

4 九州訴訟の共同代表を拝命した後、この問題に心血を注いできました。心がけたのは、正義を希求する原告らの運動を最大限尊重することでした。解決できて感無量。多くのご支援、ご激励をいただき、ありがとうございました。



弁護士
徳田 宣子
Naoko Tokuda



弁護士
追田 登紀子
Tsukiko Ohtsuka



弁護士
吉野 隆二郎
Aoyune Ryūji

佐賀地裁は6月27日に条件つきながら諫早湾干拓で作られた潮受け堤防の両排水門の常時開放を命ずる判決を言い渡しました。平成14年11月の提訴以降、工事をいったん差し止めた佐賀地裁の仮処分決定、定量的な証明まで求め仮処分を取消した不当な福岡高裁決定、専門委員報告書の内容を覆した不当な原因裁定などさまざまなことがありました。残念ながら控訴されましたが、この判決を武器に、1日も早く有明海を再生するための活動を続けたいと思います。



弁護士
田中 謙二
Kenji Tanaka

本年、(社)つくし青年会議所の理事の末席に加えていただきました。メタボを気にする同世代の「青年」たちと、ともに地域活動に取り組み、ともに益を酌み交わし、とても楽しいお付き合いをさせていただいています。

その地域活動のひとつとして、この夏に小学生40人と1泊2日で地域の史跡をめぐるという事業をおこないます。修学旅行に付き添う先生方の心労を、疑似体験することができそうです。要体力気力！

● 退所のごあいさつ

山下 里枝



本年3月末で結婚を機に退職いたしました。
在職中は先生方、事務局の方々に親身に指導、見守っていただき、感謝の気持ちでいっぱいです。また、人との出会いの大切さをあらためて感じることものできる職場でした。事務所ですんだことにも活かしていきたいと思っております。9年間、本当にありがとうございました。

● 新人のごあいさつ



(左)堀下 美由紀 (中)吉田 知美 (右)堀 智絵

今年、私たち3人はちくし法律事務所の一員となりました。都心から離れた事務所、地域の皆様が多くご相談にいらっしゃる中、事務局としてお手伝いができる事を大変嬉しく思っております。時には悩み、戸惑う事も多い毎日ですが、先生方、事務局の先輩方に助けて頂きながら、充実した毎日を送っています。少しでも力になれる様に、日々努力して参ります。宜しくお願い致します。

ちくし法律事務所

☎092-925-4119

FAX092-925-4127

受付時間 9:00~17:30 土・日・祭日休み



http://www.geocities.jp/chikushi_lo/